

食品流通審議会

第3回食品流通審議会食品流通情報化専門委員会議事録

農林水産省
目次

1、開会	1
1、食品流通局審議官挨拶	1
1、生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に 関する指針(仮称)の検討方向について	2
1、意見交換	10
1、閉会	25

開会

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、また、朝早くからおいでいただきまして、ありがとうございました。ただいまから第3回食品流通審議会食品流通情報化専門委員会を開催させていただきます。

食品流通局審議官挨拶

事務局 まず、委員会の開会に当たりまして、食品流通局審議官から一言ごあいさつを申し上げます。
審議官 委員の皆様方におかれましては、年度末の本当にお忙しいときにお集まりいただきまして、まず御礼を申し上げたいと思います。

また、日ごろから食品流通行政、いろいろな面で御支援、御協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

現在、新しい基本法である食料・農業・農村基本法を政府提案いたしまして、国会での御審議を待っているという状況にありますように、農政のあらゆる分野が変革期に入っているというふうに思っております。食品流通の分野におきましても、流通の活性化と効率化という視点で、既に私も今国会には、関係者の方もおられますが、卸売市場法の改正案を国会に提出させていただいております。生鮮食料品分野の流通は、何といたっても市場を経由して生産者から消費者に届いているわけで、その市場の効率化・活性化という視点で、既に制度改正に取り組んでおります。あわせて、ここに持ってきておりますけれども、「農政改革大綱」ということで、御答申をいただいた後、具体的な今後の政策の枠組みづくりという中で、食品流通の効率化・活性化という中で、取引の電子化等の推進と、これを活用しての生産から消費までの最適な集・出荷流通システムの構築を推進することとしているわけでございます。

そういうことから、本委員会は、食品流通分野の情報化、特に生鮮食料品分野における取引の電子化を早急に推進していきたい、そのための標準化の方向を明らかにするということが一つ、それと取引電子化の普及・利用促進、これは利用されてはじめて価値が出てくる枠組みでございますので、その利用促進を図るための方策について御検討いただき、それを指針として取りまとめたいということで、昨年来御論議いただいているわけでございます。

加工食品の分野では、既に酒類加工食品データベースセンターということで、取引電子化にさらに一歩踏み出しております。そういう点では、関係者の皆さんは十分御承知かと思いますが、生鮮食料品の分野そのものの特質の難しさ、そういう問題があり、端的に言って他の分野に比べ遅れている、難しいという実情にございます。今までの御検討の内容を踏まえまして、生鮮食料品分野における電子計算機の連携利用に関する指針づくりを行いたいということで、本日はその検討方向について御審議い

ただく予定にいたしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りまして、御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして一言挨拶をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 議事に入ります前に資料確認をさせていただきたいと思います。資料一覧にありますように、資料1が議事次第、資料2が名簿、資料3が、現在、基盤開発事業を進めておりますが、その進捗状況等について説明した資料、資料4が連携利用に関する指針の検討方向についてというもの、その他参考資料といたしまして、基盤開発事業に関連する若干の資料、この事業の開発の基本構想を掲載している冊子です。必要に応じご覧いただければと思っております。

それでは、議事の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(仮称)の検討方向について

委員長 それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から今御紹介のあった資料について御説明をいただいて、資料というのは、資料3「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の進捗状況等について」、資料4は「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(仮称)の検討方向について」、これを一括して御説明をいただいて、その後、指針の取りまとめ方とか方向性について皆様方から御意見を賜りたいと思います。

それでは、資料の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料3、4につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料3の進捗状況等についてです。ここで開発事業の進捗状況(1)から(5)、関連して、現在進めております電子化対応システム整備事業等がありますけれども、アプリケーション・ソフトウェアをつくらうということ、それから普及事業といったものについても関連がありますので、御説明をさせていただこうと思っております。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思えます。生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の進捗状況です。電子化インフラを開発するということで、商品コード、EDIメッセージ、標準メッセージ、そして、必要に応じてデータベースをつくっていくというのがこの趣旨でございます。

まず(1)で標準商品コードの開発状況です。あわせて、参考資料の1ページを見ていただければと思えますが、生鮮食品等4品と書いてあります。青果、水産物、食肉、花きですが、これに共通する基本的な開発方向をまず定めようということでありまして、標準商品コードにつきましては、品名コードを基本とした13桁コード、国際標準に準拠するということが書いてあります。そして、可能な限り、既に利用されているコード体系を活用する必要があるということでございます。なお、品名コードを基本としますので、商品を特定または識別するために属性情報を体系的に整備するということが必要であるということでございます。

先ほど加工商品データベースセンターが発足したということを申し上げましたが、データベースセンターをつくるに当たりましては、番号のつけ方について基本的な考え方、ルール化を図ろうといったことをやっており、メーカーコードと商品コードで商品が特定できるということになりますけれども、生鮮品の場合には、いろいろなことを考えますと、品名を決めるということと基本的には特定できますが、さらに必要な情報を整理するということになるというのがこの趣旨でございます。

参考資料の1ページに同じようなことを書いてありますが、標準商品コードの基本的考え方というのが枠の中にあります。aからgまで、これは基本構想に書いてあるものと同じものですが、4品を識別する共通コードを体系的に定義しようということで、bに属性情報と書いてありますが、これは品名コードを原則とすることを前提にしますが、さらに属性情報として産地や等級、作型、その他、水産でしたら、漁港の話とか、一本釣りとか、網でとるとか、などの分類をここで整理するべきかどうかという議論をまず

しようではないかということでございます。

それから、cにありますように、企業間の情報交換、取引の情報交換に利用するというのを考えるということで、社内の業務システムにあわせるわけではないということでございます。

dでは、すべての流通過程でできる限り利用できるようなものを考えていこうということでございます。

eで、利用されているものは活用し、わかりやすいシンプルなものとか、これはでき上がったものがそうなっていればいいということになるかと思えます。そして、特定グループの中での発注というものは標準化の対象外だということでございます。

資料3の1ページですが、生鮮4品の現状について青果、食肉・花き、水産物の若干コメントを書いています。

青果物につきましては、現時点におきましても、出荷者・卸売業者間で広く使われている「ベジフルコード」ということで、青果の出荷団体(県経済連等)と卸売会社の間で仕切情報なり産地出荷情報を、VANを介して交換しているものがあります。全経済連がやっているという状況ではないわけですが、かなり定着しておりますので、それを基本としてつくっていこうということでございます。

それを基本としながら、大小基準なり品位基準、原産地等の属性コード化を図りまして、EDI標準の試作版をつくり、実証試験を行ったという状況でございます。11年度はそういった実証試験の結果を踏まえ、改良を行い、そして第1次バージョンとして確定を行う予定ということでございます。現在そういった面での作業を行っているということでございます。

の食肉及び花きですが、全品目一度にできればいいわけですが、来年度に実証試験を実施するというのを目標に開発作業をしておるところでございます。食肉につきましては、牛、豚、鶏等の畜種のコード、それから部位コード、精肉コード(2桁)と書いてありますが、ブロックの切り方とか、角切り、厚切り、薄切りということがありますので2桁が必要という議論ですが、そういったものからなる標準商品コード体系について現在検討しているということでございます。さらに、冷凍、冷蔵等の態様、それから品種、性別、等級、そういったものをあわせまして属性情報のコード化についても検討を行っている状況でございます。

花きにつきましては、「日本花き取引コード」というものを一通り整理しておりますので、これを基本とする商品コード体系について検討を行いつつ、さらに、切り花、鉢物等を示す形態、その他の属性情報のコード化を検討している状況でございます。

水産物につきましては、まだ十分検討できておりませんが、12年度に実証試験を実施するというのを目標にいたしまして、流通各段階の要望についてのヒアリングを行いながら、先ほどお話ししました生鮮4品の共通の考え方に即したコードの体系化について検討を行うとともに、属性情報につきましても各種の観点から検討を行っている状況でございます。

その状況が2ページにあります。生鮮標準商品コード体系ということでこういうことを考えております。左側には業界内利用を前提としたような現状のコード体系が書いてあります。食肉については部分肉、枝肉、精肉という形で切り分けた体系整備が必要であろうということですが、それにつきまして、新しい事業では、他の生鮮食品等との識別を必要とする利用、流通段階では、特に仲卸、小売段階での識別というのが当然必要でありますので、そういうものをあわせ、なおかつ、国際的なルールに沿ったものということで、ある意味では生鮮JANコードみたいな格好になるわけですが、そういうものとして整備をしようということでございます。

青果ですが、ベジフルコードの5桁目、「4922」の次が「3」ということで野菜、「4」が果物、そこが「8」になりますと食肉になりますし、「1」になると花き、「6」になると水産ということになりますけれども、こういう形で全体を体系的に整備するというところでございます。その後ろに「000」あるいは「C/D」というのがありますが、そのあたりで属性情報についてコード体系の中に入れていたものをさらに精査して、必要なものをここに流通全体としては入れる、あるいはその部分は、社内で別途活用するといった体系が適切ではないかという議論でございます。

それから、先ほど3、4、8といったところについて、2、5、7、9というのがリザーブとしてありますので、

さらに区分が必要というものに対応できるということになるかと思っております。

参考資料の2ページをごらんいただきたいと思います。社内コードと生鮮標準商品コードとの関係ということで、この「4922」というものについては企業間取引に利用しているということで、社内コードで、現に業務・情報システムが構築されている場合には、これを変換する仕組みをつくっていただくということでありまして、変換してデータ交換を行うようにするというをまず考えております。また、社内コード等について体系整備されていないケースについては、これをそのまま社内コードに使うということも当然考えられるところでございます。

もう一点、「変換しデータ交換」と書いてありますが、これは、この標準商品コードを介することによりまして、従来よく言われている、いわゆる変換地獄には陥らないで、それぞれ必要な1回限りの交換というシステムをつくれれば、社内のもも流通全体との取引の間に活用できるということになるわけでございます。

社内コードでいろいろな部分、インスタコードで指定されている項目についても切り分けながら整理して使えるようになるということがこのページの下で説明しております。

続きまして、本文の3ページ、(2)のEDI標準の開発状況等でございます。ここでは企業間の情報交換をオンラインで行う、これが標準メッセージという形で整理されるものですが、その状況です。に青果関係が書いてありますが、昨年度からこの開発に取りかかっておりまして、出荷者から小売業者までの各流通段階を対象に、情報交換の頻度が高いと考えられる業務を中心に、14の取引関係情報についてメッセージを開発し、実証試験を行ったところでございます。これにつきましても、実証試験の結果を踏まえまして、来年度のできる限り早い段階で確定したいということでございます。「確定する予定」と書いてありますが、現在検討中ということになるわけでございます。

その開発状況ということで、参考資料の5ページを見ていただきたいと思います。商取引、物流、その他、それから決済に関連するものですが、出荷者から卸売業者、仲卸、小売と、これをどう活用しても構わないわけですが、一応こういった段階で共通できる部分、固有の情報があるということですので、物流、商取引、決済関連について整理して、黒くなっている部分が14のメッセージになるわけですが、これをコンピュータ情報に整理したということでございます。

(1)から(14)までのメッセージについての概要が参考資料の6ページ、7ページにかけて整理してございます。(1)、(2)を見ていただきますと、商取引、商談から契約に至る過程の情報ですが、出荷予定情報については、一応考え方としては2~3週間前の出荷予定数量を出荷先別に通知するというところで、出荷者の方から卸売業者の方にオンラインで送るということでありまして、それから、前日の17時までということで、送り状と同様の出荷数量の確定情報を流す。これによって流通段階、卸、仲卸段階での各種取引関係の情報整理が可能になるということですが、それを受けて翌日販売可能な品目ごとの入荷数量という形で、データを卸、仲卸間で見えるようにするということが(3)ですし、それに沿って発注が、小売から、あるいは仲卸からそれぞれ必要なところでできるというのが(4)、(5)の情報、そういったものを整理して、分荷、納品、受領、売立、仕切、請求関係、支払関係という形で14の取引の基本にかかわるものを標準メッセージでやれば、これで大体必要な取引関係の電子化ができるのではないかと進めているものでございます。

以上が青果の関係です。他の方はそれに準じということが書いてあるわけですが、資料3の4ページを見ていただきたいと思います。ここに食肉、花き、水産関係、先ほどのコードと同じようなことが書いてありますが、食肉及び花きにつきましては、10年度、EDI標準の開発に着手ということで、それぞれ3メッセージについての試作版を開発した状況です。食肉と花きにつきましては、若干情報内容が違いますが、それぞれ青果での検討成果を活用し、また、使えるものは使いながらメッセージを増やし、来年度におきましては、第1次バージョンの試作版をつくり、実証試験を行うということを今後進めていきたいということでございます。

水産につきましても、12年度の実証試験を目指しまして、ヒアリング調査、取引業務のフローを検討して、当面必要なEDI標準について検討するというところでございます。

この関連につきましても、参考資料の3ページと4ページを見ていただきたいと思います。コードと取引関係を、どういうふうな形で現実に使っていくことになるのかということが、ごく簡単に書いてありますので見ていただければと思います。発注情報ということで入力画面、ここでは発注情報入力画面イメー

ジ例ということで、小売業者から取引先ということですが、それぞれの会社では現在使っているインスタコードで、どういふものを注文したいという自分のコードを打ちますと、ここでは青果標準商品コードと書いてありまして、「4922」、ここでは「8」ですから畜産物になりますが、そういった標準コードに転換されたものが、注文先にいきますと商品名で、こういう形で自動的に出てくるということでございます。

関連して、属性コードがある程度決まっておりますと、例えば産地とか云々も自動的に出てくるということでございます。EDI標準に沿ってそういったものが画面上に出てくる中身、それについての書き方ということで、グラムで書いたり、枚数で書いたり、いろいろな書き方があるわけですが、そういうものの決まりがありまして、必要な情報を発注側から入れれば、相手方に同じものがいって、なおかつそちらのコンピュータ上も同じものとしていろいろな整理にも使えるという形で、コードとEDIの標準によって、自分たちで必要な部分だけ情報を入れますと、全体の取引に必要な情報としてそれぞれの発注、それを受注する人のところに同じものが出ていくということになるわけでございます。

同じように、4ページは出荷状況に関連するものですが、出荷年月日を西暦で入れる。それから、それぞれの単位を業界で使う形にするということでございます。あわせて、必要に応じまして、物流用のコードなり、あるいは発注の情報を整理して物流ラベルにするという別途の展開も可能であるということが、表の真ん中あたりの絵が意味するところの一部ということでございます。

本文の5ページ、(3)で実証試験についてということでございます。先ほどお話したことで尽きるわけですが、今年は青果について実証試験をやったということで、青果の標準商品コードとEDI標準の第1次バージョン(試供版)を使用して、取引の電子化モデルシステムを開発して実証試験を行ったということです。本文の後ろ3行にあります。取引関係の情報交換を実証試験全体で網羅することを基本に、昨年11月から今年1月にかけて実施したということでございます。

6ページが別紙ですが、6カ所を実施したということでございます。出荷、卸、登場人物が何回も出てきておりますが、通常業務に並行して行うということと、幅広い理解、そして実証性を高いものといった観点から、品目もできる限り広く、あるいはできる限り対象メッセージも広くとろうということで、協力をいただける会社を選びながらやったわけでございます。そういう面では幅広い理解を得るために、幾つかの場所で、同じものについても取り組んだわけですが、そういう面で御理解いただければと思っております。

5ページの で実証試験の結果及び指摘事項ということですが、基本的には十分実用可能という評価を得たところであります。さらに、ア、イ、ウにありますような若干の指摘があったということです。商品コード関係では、青果につきましては3桁がリザーブされておりますが、どれを使うかという要望が書いてあります。それから、EDIの方でも必須項目と選択項目について一部変更した方がいいのではないかという提案、その他としては、いずれにしても、開発した商品コード、EDI標準を継続して管理・運営する体制の整備が必要ではないかということが指摘されております。一般的には連携指針の中でこういったものをきちんと位置づけて進めていくという方向性が出されておりますけれども、実証試験の中でもそういった指摘があったところでございます。

その他、ネットワークの形態について、あるいは既存システムとの連携、接続性の確保、そういった面での指摘があったところでございます。実証試験についてはそういった形で進められたところでございます。

続きまして、7ページには開発事業全体、各流通段階、それぞれにできる限り円滑に、あるいは加速度的に進めていくために必要ということで、ワークフロー・マネジメント手法の開発というものも並行的に行っているところです。これは基本構想の中でも触れておりますが、中小業者が多いということ、あるいはノウハウの蓄積が全体としますと非常に遅れているわけですので、ワークフロー再構築のための手法の開発と実証というものを、それぞれのケースで進めていくということが重要ではないかということで、業務運営の再構築についての支援も、それぞれ具体的に提供しているということでございます。

昨年度は、仙台で行ったわけですが、10年度につきましては、北九州中央卸売市場の青果取引電子化協議会というところを実施母体といたしまして、ここに書いてありますような主として四つの情報の公開、交換に関するシステム開発と実証試験を行ったところでございます。ここでも、これまで行っておらなかった仲卸さん等々から情報化の必要性というものの理解が相当深まったのではないかと理解しております。

(5)で今後の課題、これは全体としての課題というふうに御理解いただければと思いますけれども、本事業で開発中のこういった電子化インフラを活用して進めていくということで次のような課題があるということでございます。一つ目は、電子化インフラの管理・運用及び普及推進体制ということが重要ではないかということです。二つ目は、電子化インフラに対応した、できる限り安価な取引業務アプリケーション・ソフトウェアの開発・普及を早急に進める必要があるということでございます。三つ目は、ネットワーク形態を含む取引電子化インフラの利用方法、利用システムの研究、標準的な運用ルールというのがないといけませんので、そういったもの、そして、物流バーコードラベルの標準化とあわせて検討というものも重要ではないかということを書いてございます。

続きまして、8ページですが、生鮮食品取引電子化対応システム整備事業(10年度補正)ということですが、先ほどの課題にあったものですが、趣旨の「しかしながら」以下ですが、取引電子化インフラの開発の成果を早急かつ円滑に導入することが困難な状況に生鮮流通業界はあるということでありまして、このため、取引電子化インフラに対応した標準的な業務アプリケーション・ソフトウェアを開発することによりまして、中小零細な流通業者の取引電子化への取り組みを促進するというところで、業界全体の情報化を円滑に促進ということでございます。

(2)の事業内容にありますように、先ほどの取引電子化インフラを使うということで、主たる取引関係業務につきまして、出荷者、卸売業者、仲卸業者の各流通段階ごとに、先ほどありました14メッセージをはめ込みながら、業務ソフトウェアを開発・整備するというものです。これにつきましては、他の分野でも相当投資が行われておりまして、おもちゃの業務ソフト、あるいはボランティアチェーン協会等々でもかなり大がかりなチェーンシステムを運用していくための業務ソフトも開発されておりまして、私どものところでもかなり汎用性の高いものを早急に開発しようということで、まだ第1次バージョンが確定していない状況ですが、基本的には使えるということですので、同時並行的な部分がありますが、これを早急に開発するというところで進めているところでございます。

(7)は進捗状況ですが、実施計画を策定し、開発に取り組んで、来年度の早い段階でできるようにしたいということでございます。

最後の「なお書き」3行にありますように、完成後は、原則として無償で公開しようということで、業界団体等による安価での商品化を促したいと考えております。

9ページは普及促進事業という形で、新しい電子化インフラができ、それに沿った業務のソフトウェアも大体できるだろうということで、実証的な形で普及もできる段階になりましたので、政府といたしましても、緊急に関係者の理解を深めていく必要があるということで予算化したものでございます。

(2)の事業内容といたしまして、推進事業としての普及・指導マニュアルの作成、それから、現実的には情報提供なり講習会という形での普及・指導等を行っていきたいと考えております。

次に資料4について御説明を申し上げたいと思います。

資料4は、本委員会で基本的に御検討をお願いしております指針につきまして、今申し上げましたような基盤開発が進んでおる状況を踏まえまして、こういった形で指針を整理していくことができるのではないかと面から御検討をお願いするというところで、そういった基本的な部分を整理したものでございます。

1ページめくっていただきますと、見出しにありますように、指針(仮称)の検討方向についてということで、1のこれまでの経緯については、これまで御説明したことが書いてあります。一番上の数行には、加工食品や菓子の流通分野ではJAN、POSシステム等々によりまして、EOSからEDI化への取り組みが広がりつつあるという状況ですが、これに対しまして、生鮮等については、従来、その商品特性、流通段階で物の形態が相当変わるということ、それから取引の重要な要素であるセリ等で、これは価格問題だけではなくて相手もどんどん変わっていくことでありますので、これらのことからなかなか難しいとされてきたということで、現に進んでおらかなったわけですが、そういうことでございます。

「しかしながら」ということで書いてありますように、情報化の急速な進展でいろいろな活用ができるようになったということ踏まえまして、これを生鮮食品の流通段階における取引に導入するという点については、流通の一層の合理化なり効率化というのが重要な施策という点もありますし、「かつ」ということで、消費者ニーズの生産、供給サイドへの迅速正確なフィードバック、そういったことが可能になる

わけでございます。したがって、全体としての的確な対応、健全な発展に資するという理解でございます。

次に「このため」ということで書いてありますが、今御説明しました共通基盤、電子化インフラの開発を昨年度から始めたということでございます。また、昨年6月に流通業界を中心とした民間における協議会によりまして自主的な普及推進活動も開始されている状況でございます。そういうことでこの検討を早急に進めることになったということでございます。

2番目以降に技術的な説明になりますが、指針策定の目的、これは言うまでもありませんが、情報処理促進法によりまして、一定の事業分野に属する事業者が広く連携して電子計算機を効率的に利用する、それを図るために、当該事業分野の主務大臣が関係審議会等の意見を聞いて定める。そして、公表するガイドライン(指針)でございます。この指針につきましては、生鮮流通業界及び関連業界の事業者間で、標準化された一定のルールに基づいて、生鮮食品等の取引関係情報を電子化して、コンピュータ・ネットワークを用いてデータ交換するシステムの構築、生鮮取引電子化、EDI化とっておりますが、これを促進することを目的とするものでございます。

3の指針の対象範囲につきましては、今お話ししたような理由から、生鮮食品等にかかわる各流通段階における事業者間の取引について行うということでございます。個人消費者への販売活動、一般消費者との情報交換はとりあえずは対象にならないだろうということでございます。

4の指針の策定の効果としては、まず、基盤開発事業で開発中の取引電子化インフラを標準ということで御理解いただきながら定めることとなりますので、定められれば普及浸透が加速されるだろうということです。に、同じ趣旨ですが、法律に基づきまして、関係者の意見を踏まえて定めた指針(大臣告示)は、大きな推進説得材料になるのではないかとございます。

5の指針で定める内容ですが、(1)から(3)は法律上こういったもの定めなさいということになっておりますので、それを整理したところでございます。

3ページですが、具体的には(1)からずっと書いてあるようなことを書くわけですが、その前にということで、上から3行目ですが、その中で、現在開発中のコード、EDI標準、取引電子化インフラでありますけれども、これを標準と定めるということと、維持管理する体制の整備の必要性を明らかにすることが重要ではないかということでございます。「また」では、いろいろな指針でも同じことですが、特に生鮮流通業界については情報化の取り組みが遅れている中小業者が多いわけですので、配慮を書き込んでいく必要があるということを考えております。

(1)は利用の態様ですが、これはごく当たり前でありまして、ビジネスプロトコル等を標準化いたしまして、オンライン方式による電子交換システムをやる必要があるということでございます。

(2)がその実施方法です。ビジネスプロトコル、規約なり定めなり、そういうものを標準化するというところで、シンタックスルールの問題につきましては、一般の流通業界のEDI標準との整合性や国際標準を考慮いたしましてEDIFACTを一応ここでは採用ということを書いております。

それから、データ項目、フォーマットの標準化、商品コード等の各種データコードの標準化ということで、ここに現在開発中のものを標準として定めるということになるかと思っております。

伝送手順につきましては、J手順とか、H手順とか、全銀手順とかいろいろあります。基本はH手順になるかと考えております。

が規約の問題、で参加企業の拡大に努力していく。これは標準化を進めるわけですから、そういう意気込みを書くということになるかと思っておりますし、実施体制については、電子化インフラの維持管理、普及促進等の実施体制の整備について努力していこうということを整理する必要があると考えております。

4ページですが、実施に当たって配慮すべき事項ということで、中小企業への配慮、セキュリティ確保、ではマンマシンインターフェースの向上ということで、誰でも容易に扱えるような操作性を確保するというのを定めるという方向性を明らかにして進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、早口で説明いたしました、本日御議論いただきましたことを踏まえまして、私どもといたしましては、なるべく早く政府として定める形に整理いたしますとともに、これまでの御議論、それから開発の状況といったものを整理した背景資料等々を整理して、また御議論いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私の方からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。大変詳細に説明をしていただきました。

意見交換

委員長 それでは、指針の取りまとめ方や方向性など、そういうことについて御意見をいただくわけですが、その前に今の御説明に御質問などがありましたら、おっしゃっていただければと思います。それから、質問と方向性についての御意見とか、厳密に区別できないこともあるだろうと思いますので、その辺は柔軟に御発言いただいて構わないのではないかと思います。どなたからでも結構でございます。

委員 資料4の2ページですが、指針の対象範囲の、 の下に「原則として、加工品」とありますが、この加工品はどのぐらいの範疇になるのか。例えば容態の変化といいますか、包装容量の変化とか、そういったものも含まれるような形になるのですか。具体的に言いますと、段ボールで出荷したということで一つの加工形態をとって、言ってみればトレイだとか小さな箱だとか、そういったものもこの部分では加工品という形で含まれるのか否か、それをお聞きしたいのです。

事務局 ここで加工品やそういうものは含めないと書いてありますのは、加工のデータベースセンターがありますが、現在メーカーとJANコードで整理されて、一般的に保存性も形態も決まったような形で取引されている、そういうものはそちらで整理されますし、取引の形も違うので、こちらの生鮮標準コード、生鮮の取引の中で交換されると違った形で使われるのではないかとということで、そういうものは除くという趣旨でございます。

委員 この加工品というのは、加工食品という意味ではないのではないのでしょうか。前回質問したように、例えば、お惣菜とか日配品関係のものを指しているのではないですか。種類・加工食品という範疇を指しているのでしょうか。

事務局 今の件ですが、基本的にここで言う加工品というのは、先程申し上げましたように、加工食品のデータベースセンターでやっているような、要するにグローサリーとかという部分を含めまして、日配品とかそういうものを含めて、普通の企業がつくって、JANコードをつけて出荷するようなものはすべて加工品で、卸市場なりを經由して生鮮品として扱われている、要するに煮たり、焼いたり、そういった形の加工を加えられたものを除いた、生ものとして流通するものをこの対象にするという考え方です。

委員 ありがとうございます。

質問ですが、資料3の6ページにある実証試験の3ですが、「専門：1社」と書いてあるのは、普通の八百屋さんという意味ですか。規模はどのぐらいの規模ですか。

事務局 中堅どころの八百屋さんです。

委員 どのぐらいの売上げですか。年商でもいいし、月商でもいいですが。

事務局 そこまでは確認しておりません。

委員 これは中小の方がどのぐらい参加するかという問題ももちろんあるのですが、大手の企業さん、先ほど審議官が導入・利用・普及というのが大事だとおっしゃったのですが、大手の方々が先頭を切ってやると、零細の八百さんがどのぐらい参加なさるかということが問題だと思うのです。ですから、実証試験をやる場合でも、そういった方々のビジネスフローをいろいろ御検討なさらないと、いざつくとっても、導入するような基盤がないとなかなか普及できないと思うのです。そういった点についてお尋ねしたいのです。

と申しますのは、平成9年の業態別の商業統計が先月出たのですが、その中で業態だとか規模を見ますと、例えば平成3年で161万軒あった小売業が142万軒になったということは速報で明らかになっているのですが、その大部分の方が、25万軒ぐらいは専門店、いわゆる八百屋さんとか魚屋さんとか肉屋さんとか花屋さんという方が減少しているのです。ですから、こういったお店が活用できるような、またネットワークで利用できるような仕組みづくりが大事だと思うのです。指針には配慮しなければならぬとかいろいろ書いてありますが、もっと具体的にこういうふうにするぞということをやらないとなかなかうまくいかないのではないかとということを質問と一緒に申し上げておきたいと思います。

委員 実証試験に若干携わったので半分事務局みたいな発言になりますけれども、今の3番の「専門：1社」というのは果物系が強い、30坪ぐらいだったと思います。したがって、年商は億にはなりません。というの

は、量販が地域の中堅というか、大手のスーパーさんで、そこが専門店形式で出している八百屋さんということでございます。ただ、4番の小売業者(小売商組合)というのは、純粹に、数坪から10数坪、純粹な八百屋さんの組合です。

今度の実験では、紙とか電話ではなくて、要するに情報化ということでオンラインでやりましょうということで、パソコンを持ち込むという話ですので、八百屋さんいきなりというのは難しいということから、4番は組合さんが代行して処理をして、今もやっております。それから、3番の方は、社員が大手量販店さんと交流しておりますから、対応力があるということで、ここはパソコンを持ち込んで、社内コードで入れながら変換してやってみたということです。そういう意味では八百屋さんに行くための方策を探るところが両方とも含まれていると思います。

事務局 今御説明いただきましたけれども、基本的には通常業務に追加的にこういうことをやってもらって、いいか悪いかを判断してもらうということで、パソコンがあるかないかとか、先ほどお話ししました安価な業務ソフトをつくれれば、今度は実証的に、幾つも展示すれば、やはりそっちでやった方がいいかなというふうに広がっていくと思うのですが、それが無いのである程度できる人をお願いしてこの実証試験をやっているということでございます。

また、並行的に、ワークフローの方で、いろいろな関係者を取り込みながら、それぞれの地域の取り組みをやっていただければ、そこでの問題点なり、あるいはやっていくとこれはなかなかいいものじゃないかと、面倒な書類整理、基礎的な使い方というのは書類整理の部分でありますし、それから、それを取引にまでいかに広げていくかということでもありますので、モノがないことには始まらないわけです。

私も普及事業で講演に行っても、私がこんなことをしゃべっても誰も本当だと思わないのですが、ディスプレイでモノを見せて、こういう取引をこっちとこっちでやるとこうできちゃうよと、後々税務処理もみんなできちゃうよということを見せれば進むだろうということで、この2年の普及事業よりも来年度の秋からはやりやすいだろう。とにかくパソコンを1台持って行って、基本的なところをちょっと話して、あとはやってみればという形もできるのではないかと、そういう面からも期待しているところでありますし、また、御指摘の点は十分考えて進めていくようにしたいと思っております。

委員 ありがとうございます。

情報処理促進法というのはいつできた法律ですか。「電子計算機」という名称がどうも気になって、今、事務局からも「電子計算機」とはおっしゃらないで「パソコン、パソコン」とおっしゃっていただきましたけれども、これはいつごろできた法律ですか。パソコンとイコールと見ていいのでしょうか。

事務局 この法律は、一番最初の段階ではIPAということで、もともとの法律は「情報処理振興事業協会等に関する法律」ということで45年にできておまして、60年に例のVANが始まったころ、第2次情報何とか戦争をやっていたころですが、そのときに「情報処理の促進に関する法律」にかなり抜本的に見直しまして、その際に、先ほどの連携利用指針というものが入れられおられます。そのときに、連携利用というのは、大きなコンピュータをみんなで使うということではなくて、ソフトをみんなで使おうということをどういうふうにあらわしたらいいかといういろいろ考えた結果、連携利用という言葉ができたと書いてあるのを見たのですが、法律は、そういう面では60年にできたと思っただけだと思います。

委員 どうもありがとうございました。

委員長 かなり方向性、その他について触れていただきましたので、そういう点でも結構です、ございませんか。

委員 今日卸売市場関係の方がどなたも見えてなくて私1人になってしまったのですが、2ページの指針策定の効果というところで「説得材料」という言葉が使われているのですが、これは私見ですが、私たちも組合をやったり、卸さんとの取引の中で協約を結んだりいろいろやっているのですが、「説得材料」という「説得」の意味です。1ページのこれまでの経過で、合理化、効率化を図るということがずっと書かれているのですが、仮にこういう社会にかわってきたときに、私たち卸売市場の中でやっている業者として、今までやってきたことと大分変わるであろうという予測はするのですが、では、どう変わって、これからどう進むのかということがないと説得材料にならないと思いますので、一応発言だけさせていただきます。

事務局 まさに中身があつての話なので、ここは余り形式的なことを書いていいのかなと思ひながら、指針というのは何でつくるのかと、その趣旨を元に戻って書くこんなことなのですが、当然中身があつて、その中身を活用するとうなるということがないことには始まらないわけですので、そこは十分念頭に置きながら、ちょっと形式的に書き過ぎたかなと今反省しておりますので、その辺も含めまして、つくる際に全体として注意していきたいと思ひます。

委員 青果の場合は、出荷者と卸の関係のバージョン、メッセージができて上がってシステムがあるということで、むしろこれは出荷者の方が主導ででき上がっているものだとして理解をしていますが、畜産関係はこのところが難しいので、下の方は取引には使っておりませんが、決済の段階等々で随分進んでいると思います。

お聞きしたいのは、実施に当たって配慮すべき事項で、中小企業への配慮の中で、中小規模の事業者とあるわけですが、畜産関係は個人出荷者が半分あるということですので、一農家まで入るのかどうか、川下ではなくて川上の方はどの辺までが中小規模とお考えになっているのか、その辺お聞きしたいと思います。

事務局 個別農家をこの取引の中でどう位置づけるかということだろうと思うのですが、青果の場合、恐らく御理解いただいている部分だと思いますが、出荷者として県連というのが今中心になっておりますが、県連、それから単協との関連も県連の内部処理にするのか、あるいはそれぞれ独立の形で情報交換できるようにするのか、今のアプリケーション・ソフトウェアでは一応その両方できるようにつくろうという方向に進んでおりますけれども、そういった整理を考えております。

それから、畜産関係で、出荷者をどう位置づけていくかというのは、パソコンでいろいろな市況情報なり取引情報なりをいただくというか、取るための仕組みに使えますので、仮にそういう積極的な農家がいれば、そういう人がつながるといことはやろうと思えばできると思いますけれども、ここでは、基本的に、日常的に行われている取引を前提としての、出荷予定情報から始まって、そういったものを必要な関係者が迅速、正確に情報交換できるようにしていこうという趣旨でありますので、今後の課題ですが、委員の趣旨がちょっとわかりにくい部分があるのですが、業者として、出荷者として、このシステムをオンライン取引にしていく必要性という面から、出荷者までというのはこれから整理することですので、こういう人たちを含めるべきであるという御指摘があれば言っていただければ、それを踏まえて検討したいと思っております。

委員 言わんとするのは、畜産農家は青果と違って県連とか団体で出荷されてくるという姿勢になっていない、個人もある、もちろん経済連とかそういう団体もあるわけです。そういう中でいろいろな取引情報なり、迅速正確なものを早く知りたいというのも、市況情報含めてもありますし、そういう中でパソコンなどを持っているのは少ないといいますが、これを普及していくには、何がメリットがあるのというところにくるわけです。ですから、そういうところにいると予算を組んで、普及推進のための措置を講じられているというけれども、畜産関係ではそういうものがどこまで伸びるかなという意味のことでお聞きしているわけです。

青果の方は、出荷者と卸の段階ができて上がっているもので、それが一つのもとになって実証試験に来ているのではないかと、どう変わったのかなということになりますけれども、そういうものがあるから上からずっと来ていますけれども、畜産の場合は、出荷者と卸の段階がないだけに、そのところが普及推進していくのに経済的にも、こういう予算の中で差し延べられる範囲に入っているのかなということをお聞きしたいということでございます。

委員 青果業界の方でも必ずしもできているわけではないということで、ベジフルシステムとかVANとか普及はしているのですが、ごく一部と言ってもいいのではないかなと思うのです。今度の実験でも、今まで紙とか電話でやっていたことをコンピュータ同士でやったらどうなるのと、そのときに標準コード化というのができたけれども、どうなるのかということで実験というか、そういう意味では体験者はゼロではなかったですけども、言うなれば初めての経験ということで、そのためいろいろな問題点が指摘されております。この項目がないじゃないか、このメッセージを流そうと思ったらできなかったというような課題もありましたし、こんなに細かくコード化されちゃ使いにくいというのが、逆に川下で出たりしております。

それから、個人農家さんということでは、一つの事例で、茨城県の日立と水戸の間に日立花きという協同組合があるのですが、そちらでは82人組合員がいて80人が個人農家です。遅れていると思って、あなたの業界は遅れていると言いましたら、実態を知らないから来てみると言われて行ったのですが、何と82人のうち81人までパソコンを入れて使っているのです。出荷予定も出しております。画面も結構大変だったので、苦労談も聞いたのですが、1人だけ入っていないということで、なぜだと思ったら、たしか80歳近い、78ぐらいの方で、元気ですから、花をつくっているわけです。その人は、おれはもう余命幾ばくもないから、今さらパソコンを使いこなすのは堪忍してくれということで、その人だけはFAXでやっているということで、結構使えるなと思いました。

そういう意味で、私は連携指針に余り意見がなかったのですが、問題は、コードとかやり方がばらばら

な状態ですと、結局、買い手側の強い方の意見を押しつけられるのです。おれのコードを使えということになるわけです。それから、こういうふうに入力してこいと言われるわけです。そうすると、納品先が複数あれば、それを複数やらなければいけない。標準化というのは、そういう意味では弱い人のためにやっているものだと思うのです。強い人はむしろ標準化というのは邪魔な存在で、自分のやりたいようにやれるわけですから、そういうコードとかができれば個人の農家さんまで取引の電子化というのは浸透していくと思います。ただ、時間は少しかかるかもしれませんが、早い遅いというところはあるかもしれませんが、可能だと思っております。

事務局 今お話しいただきましたけれども、この事業でこういう人を除くということはありません。ただ、先ほどお話がありましたように、商品コードの分類を、それぞれの段階で考え方が違うと思うのです。小売段階の本当の小売のところに行きますと、こんなに細かなくてもいいんだという部分はあるのですが、ここでは一番重要な取引関係の対象物を特定できる仕組みを、限られた桁数、国際的な桁数と、属性と、それからEDIの中に属性の一部を入れ込んで、これに特定していく、定義も一緒になっている。どれを使ってもみんなが理解できるようにということでございます。

畜産農家も、あそこは飼料管理のために、餌をどうやってやるんだということでパソコンを持っていますから、その持っている人に、アプリケーション・ソフトウェアの、出荷者なら出荷者用のソフトウェアを入れ込めば出荷者としての必要な情報が取れますし、自分のところも出したいよと、出したものが記録できて、自分のところに過去帳として整理が間違いなくできるというメリットもあるわけですから、私どもとしてはどこの人は対象外だよということではなくて、できる限り幅広く使ってもらえれば、それはそれでそれぞれの経営の見方なり改善なりに役立つのではないかというふうに考えて、予算はありませんけれども、普及に当たっては、いろいろな方々にできる限り興味を持っていただくようにしていきたいと考えております。

委員 今、委員のおっしゃったことに関連して、私もこの話は大変いい話だろうと思っております。例えば加工食品とか菓子が先行しているというお話があったわけですが、逆に先行しているがゆえの大きな問題も出てきていると思います。先ほど大手量販の関係等ございましたが、標準化が先に進まない、それが取引条件で、大変大きな納入先に対する負担の問題が出てくるということがありますので、先に業界の方が標準化をおやりになるというのは大変いいことで、それを農林水産省が後押しされるというのは大変賛成でございます。

ただ、そのときに少し私が気になりましたのは、私も専門外ですので、むしろそうではないんだという御意見があるかもしれませんが、これまでもVANであるとかEDI標準化というのは、どちらかということかなり大がかりな仕組みを前提としてつくられてきているのではないかという感じがしております。むしろこれからはもう少し軽い仕組みに移っていく、あるいはコンピュータ・ネットワークもどちらかというところから、先ほどパソコンということがありましたが、もっと低コストの仕組みで、しかも易しい、例えばソフトウェアも標準ソフトで使いやすいというお話がありましたが、恐らくここ数年相当に変わっていくのではないかと思います。

ですから、せっかくこういう仕組みをおつくりになるわけですから、どなたでも使いやすく、非常に安いコストでできるという仕組みづくりということ、できたらこのガイドラインの中で相当明確に出していただくと、参加される事業者の方もかなり安心して参加できるのではないかと思います。

もう一つ、指針の3ページのところですが、上から5行目で、維持管理する体制の整備の必要性、これは大変重要な話ではないかと思います。これは恐らくメンテナンスをしたり、あるいは商品コードを入れかえたりということが大変だろうという話を聞いておりますので、こういったものをどういうふうに農林水産省の方で御指導されるのかということ、姿勢としてどの程度までお考えになっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

事務局 我々の考えているところを御指摘いただきましてありがとうございます。最近の大がかりな仕組みというのは御指摘のとおりだと思います。コードも全体を整備し、あるいはEDIメッセージも可変長の中である程度標準化しておく必要のあるものをみんな足し上げるような格好になるわけですので、そういう面ではでき上がったというか、考え方及び整理したものというのはかなり大がかりなものになる、あるいは生産から流通の小売の段階までの共通部分、これは集合でいきますと足し上げる形になるわけですから、かなり大がかりになるかと思っております。その中で先ほどアプリケーション・ソフトウェアの標準型の開発ということをやっておりますが、それぞれ出荷者、卸、仲卸、小売の方も基本的には自らつくってもらわなければいけないと思うわけですが、ただ、その際には定義なりそういうものは標準にのっとったものと考えております。

それから、メンテナンスの関連は、生鮮の分野では、メンテナンス部分というのはまずコード管理と、ソフトウェアの変更に伴ったものをそれに沿ったものとして管理していく、その二つがあるかと思えます。それぞれいずれにしましても何らかの形で統一的にやっていく仕組みは必要と考えておまして、ここでは既存システムというのが二つほどありますので、そういった方々との意見集約をこれから急いでしなければいけないと思っております。

ただ、幸いなことに品名コードを中心に属性というふうにしておりますので、花の世界を除きますと、桃太郎の次に何とか太郎というのが毎年出てくるということもないでしょうから、ある程度きちんとしたものができれば、その後のメンテナンスそのものは、そうコストがかからずにできるのではないかと思っておりますので、そういったものを踏まえまして、関係者の総意に沿った形のものと考えていきたいと思っております。

委員 私、花の市場の経営者でございます。卸売市場法の中に生鮮3品と同じように入っております。今までは「生鮮食料品等」ということで、政令で「等」は「花き」であると定められておりましたけれども、今度、卸売市場法の第2条に花きは明文化されてくると思えます。ただ、その実情は、確かに一般消費者にとってなくてはならないものになってきたというけれども、業界全体としての扱いはまだまだそれほど大きくはない。特にこの整備事業の中にありますように非常に零細な業者が多い。実は私ども市場協会の中に加入されておるのは188社ありますけれども、昨年度の扱いは5,670億ちょっと、平均すると約30億弱という形で、まだまだ協会の中でコンピュータを導入していない会社もあるわけです。

しかし、その反面、非常に新種が多い。例えばバラ一つとっても何百種類あります。カーネーション一つとっても何百種類あるということで、5年前に花きの取引コードを、農水のお骨折りで、また先生方等も交じて、業界等で花きの取引コードをつくりましたが、6年たった現在でそれを利用している会社は数社しかない。しかし、これだけ情報化が進んできている中において、やはりこれは必要だ、絶対これを利用しなければならないという考えになってきて、改めて実用運用委員会というものをつくりまして、これを再検討して利用するような形を検討しております。

なぜ利用しなければならないかといいますと、花は、卸売市場流通というのは非常に高い数字です。全生産額の85%前後が卸売市場流通です。これは非常に幸いなことです。その市場で、これを買参人ごとに、買受業者ごとに分荷していかなければならないわけです。何千種類のを全部分荷していかなければならないわけです。現在までは人によって分荷されてきたのですが、やはりこれだけ進んできますと、自動分荷システムでやらざるを得なくなってきた。5年前に大阪の方でこれを始めまして、今度大田市場の方でもこれを導入して、機械で分荷する。これはほかの業界ではどうにやっていることですが、そういうような形になってまいりますと、やはりコードの統一、コードの利用ということがなければ分荷が可能ではないということで、これを進める会社がこれから増えてくるだろう。これを増やすにはコードを統一して、取引の電子化を進めていかなければならない。そういうように業界は小さいですけれども、非常に熱心に、またこのところそういうような考えで進めてきております。

ただ、零細業者が多いためにこれをどういう形で徹底させていくか、費用の面やいろいろな面があります。零細というと失礼ですが、扱い金額の少ない卸売会社でも、簡単にとは申しませんが、それを導入できるような、利用できるような、取引の電子化について、このくらいの費用ならいいじゃないかという形でできるような方法を考えていただきたいと思います。

なぜかといいますと、花の方も、御存じのとおり、表示方法とか、機械によるセリを導入してまいりました。ただ、以前と違っていて、このところ厳しい環境下であって成長がとまりまして横ばいと、横ばいならまだいいじゃないかと言われるかもしれませんが、そういう状況下の中であって、これを計画したのは平成2～3年から、国のおかげで中央卸売市場化ということが大分進んできました。これを計画したときには大田市場をはじめとして、これからできる会社はみんな機械セリを導入しなければならないという形になってまいりましたけれども、私ども零細企業にとってはこの負担が大きい、これが経営を圧迫しているという実情もあります。取引の電子化は進めていかなければならない、リストラのためにもこれを進めていかなければならない。しかし、進めるには、また一つ考えなければならない大きな問題点がありますので、ひとつそういう面も考慮に入れながらぜひ進めていただきたいと思います。

委員長 リストラのためにも導入したい、利用しやすいシステムにしてほしいということでございます。ありがとうございました。

どうぞ。

委員 指針の検討の方向についてでございますけれども、指針で定める内容としましては、実施に当たって配慮すべき事項ということで、中小企業に対します配慮ということで、この点につきましては、特に要望し、賛成しておきたいと思っております。

それから、指針の対象範囲ですが、事業者間の取引を原則としては中心に考えられておりますが、それは指針としては結構でございますが、将来展望として、個人への波及といいますが、その辺がブツンとここで切れてしまうのか、将来的には各家庭までそういうものが波及していくというふうにするのか。広く利用するという点では、我々は消費者との接点にありますので、そういう点についてのお考えをお聞きしておきたいと思っております。それから、今、花の問題でいろいろお話がございましたけれども、中小零細事業者といいますが、どうしても使いやすい、簡易なソフトをつくっていただきたい、コストも当然安いものにしてほしい。そういう意味では余り芸術的でなくて、完璧主義なり完全主義をねらわないで、改良型で少しずつ進んでいくというやり方もあるのではないかと個人的には考えております。我々は生ものを扱って鮮度が重視される目ききの団体でございますので、若い人はどんどん入れているのですが、どうも高齢者はそういうものになじみがたいということで、目きき、目ききということできているのですが、いずれはこういうものが物流面で使われる時代が来るだろうと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

委員長 将来的には消費者までつなぐのかどうかということはどうですか。

事務局 今開発している取引インフラを活用してオンライン取引をやっていくという面からしますと、事業者間のいろいろな約束にのっとっての取引ですから、そこまではなかなか手が回らないだろうということでございます。ただ、我々農林水産省全体としては、消費者からの小売店等々に対する情報を出していく、そこにコンピュータシステムが使えないか、これは電子御用聞きとか、そんなものでいろいろ考えておりますが、そういったところに、ここにありますコードの考え方とか、メッセージの基本型の中で、平成か西暦かとか、あるいはいつ契約が成立したとか、そういう考え方を反映していくということは当然あると思っておりますので、小売あるいは消費者対応というのは、そういう面からそれぞれの知識あるいは技術を活用しながら考えていくということではないかと思っております。いずれにしても、この事業なり指針ではそこまで手が回らないということが正直なところでございます。

委員長 どうぞ。

委員 お手元の資料3の6ページの4番で紹介させてもらっておりますが、平成9年度に仙台市でも、主として卸と仲卸の関係の実証試験をやったわけでございます。ねらいといたしましては、市況情報とか、入荷確定情報、発注情報、納品情報、受領情報ということで、これは主として卸、仲卸だったのですが、将来的には買参人まで広げていくべきだろうということで、そういう見通しを持って小売商組合にも入っていただいたわけです。

先ほど来、例えば、小売店が活用できるようなシステムであってほしい、個人にメリットがあるのだろうか、将来どこまで伸びていくのだろうか、できれば低コストで、軽いシステムであってほしい、維持管理体制はどうなんだろう、将来は個人に発展するのだろうかどうなんだろうかということがありました。まず仙台市のテストでやったのは、一つは仲卸組合が中心となりまして、ノート型パソコンを借りて、仲卸組合員全員にただで貸したのです。そこでまず体験してもらおうということで、組合員の人たちには体験を通じて、苦労したのは組合そのものなのですが、テストの結果は、限られた期間内、限られた品目ですから、それほどの効果は上がらなかったのですが、何よりもふだんパソコンなど触ったことのない年代の方々が、現場で働く方々が、指一本で押してみた、そういう体験の中から、何だおれたちもできるじゃないかという自信と確信を持って、これを将来的には我々の受発注などにも活用できないのだろうか。

例えば今小売店が物を発注しますときに、仲卸の人たちにまず電話をかけて、今どういうものが入っているかということから始まって、では何々を幾ら入れてくれとやっているのが普通なのですが、仮に相手の担当者が現場に出ていないとき、あるいは深夜でいないときには連絡がとれない。これがパソコンを通じて、いないときでも画面を見て、どういう品物が、どういう値段で、どれくらい入っているということになれば、いないときでも画面を見て入力することができる。そういうことでもやはりやっていくべきだなあということをお聞きしたいと思っております。

つまり最近では景気が低迷しております、幾ら食べ物に関する産業といえども経営の合理化なり効率化が最大の課題となっております、では、どういうところで切り詰めるかといいますが、情報の連絡とか、人件費ですか、事務処理部門でしかやれない。そのためにはやはりパソコンのようなものは有効な手段だなということはお聞きしたいと思っております。商業協同組合も感じたようでございます。そこで、入荷情報とか、市況情報とか、注文とか、まずここから手がけようかということで将来の夢

を抱いたようでございます。

だから、データを入力する作業となるとなかなか大変なのですが、入力するのは、仲卸なり卸の方に入力していただいて、個人の商店は、今は子供でもパソコンを持っている時代ですから、そんなに高いものではないと思います。いないときでもパソコンを見て、留守の間でも注文ができる、そういう将来的な夢を描いているようでございます。

私どもといたしましても、やはり情報化は避けて通れない、推進していくべき問題だろうと思います。今回、農水省の方から示されました方向性については、基本的には私は大賛成でございまして、標準化のための指針が一日も早く完成されることを待っている状態でございます。

以上でございます。

委員長 大変貴重な経験談を御披露していただきました。

どうぞ。

委員 大体皆さんが御発言になったことと一緒になのですが、一人残された感じで感想を申し上げたいと思います。

我々の業界も、実際にやっておりますと、指針に出ておりますような情報化はぜひやっていく必要があると感じております。しかし、2、3の方がおっしゃいましたように、業界内でいろいろな事情がありまして、生産者から小売まで、ましてや消費者までということは、もう我々のところでは非現実的であると。消費者にいく段階でほとんど加工品になって入ってしまってニーズが全くないというふうに言い切っても過言ではないと思うのです。

さらに、小売業者というのは非常に問題でありまして、これは質問になりますし、また、今の御発言とも関連があるのですが、仲卸あるいは買参人まではこれを受け入れる体制ができると思いますし、極めて有効だと思うのですが、小売段階までいかなければこのシステムというのは稼働させないのか。仲卸のインプットだけで、小売業者はそれを見るだけ、あるいは発注だけとか、そういうことだけでも私は意味があると思うのですが、そういう使い分けも考えながらやっていただければよろしいのではないかと思います。さらに、なるべく安くしてくれとか、あるいはわかりやすい、簡単なソフトを組んでくれというのは言うまでもないのですが、こういうシステムをつくる上では、いかに大多数の人が参加してくれるかということが一つのポイントだと思うのです。せっかくシステムができて、従来のやり方と並列して、パラパラと使われるということになるとかえって手間がかかりますので、これは官主導で全部やっていくということがいいのかどうか、建前論からいえば議論があるのですが、私は一つの標準のものができたら、大いに指導力を発揮してやっていただきたいと思います。

その意味では、先ほど説得材料ということについてちょっと御質問がありましたが、私はなれないもので、コストが新たにかかるものを普及させようと思うと、なぜだという疑問がみんな出てくるわけですから、これは一つの方針として、委員会なり何なりをつくってコンセンサスをやって、こういうものを標準としてやっていくんですよという方向性を出していただくということも非常に重要だと思うので、この説得性という表現も、私、読んだときになるほどなと思いました。

以上でございます。

委員長 小売業者の問題はどうか。

事務局 順番が逆になりますけれども、先ほど電子化インフラを開発し、これが幅広く利用されることが必要だと、利用されればされるほどメリットは累乗的に広がっていく、そういう考え方のもとに作業をしているわけです。その中で小売業者も含めていかに利用していただくかという観点につきましては、流通業界関係者を中心として、昨年6月に生鮮取引電子化推進協議会というものをつくっていただいて、それぞれ自主的な活動をいただいているということでございまして、その際には、私どももいろいろな形をお願いして、そういうものをつくっていただいたわけですが、小売業者のメインのところには全員入っていただくんだという考え方のもとに行いまして、チェーンストア協会を中心に御協力、あるいはボランティア協会、そういった方々に幅広く御参加いただいております。

そういう面では、総論の入り口としては皆さん御理解いただいた、あとは各論をどういうふうに使ってい

ただかという部分がありまして、それにつきましては、実は皆さんに共通的に御理解いただかなければいけないということで、私が書いた素人っぽい絵があります。前回の資料に出荷段階から小売段階まで、取引電子化インフラはどういうふうに使われるのかということの絵を、これは当然小売段階まで使っていただくということを前提に、そういう面では少し重たいメッセージ集になる可能性があるわけですが、それをつくるということで、それぞれ現在ある仕組みと共通の電子化インフラの間をつなぐものという面では基本的にはトランスレータというもの、これは100万円くらいだというふうに私は聞いておるのですが、100万円くらいですから、大きな小売業者は当然使ってくださいということを言いに行かなければいけません。そのための説得材料という意識もこの指針にはあるのですが、我々の考え方としては、取引電子化という共通プールを、凱旋門の下みみたいに渋滞はしない電子化インフラですから、トランスレータというものを介して、常にそこに行き、共通の表現、言語を使っていたらこうと考えております。

なお、小売段階までいかなければいけないということでお話があった大きなところは水産、今は生鮮各品物とも同じなのですが、途中の加工レベルというのはいろいろあるわけですが、この業界でなぜ情報が必要があるにもかかわらず進まなかったのかというのは、流通段階で呼び名も変わる、形態も変わる、流通単位も変わるというものをどうやって情報におとしていくか、流通段階でトマト3個というものを属性コードに入れるか入れないかという議論をやっている部分もありますけれども、そういう整理を十分して、それぞれの流通段階で使えるようなものに、していく必要があると認識しております。また、小売段階でも現在ある仕組みとの接続性、トランスレータを介した接続性ができるというふうに言われておりますし、我々としてはできるものにすべきであるということを進めております。

あとはリーダーシップのある皆さん方、及び皆さん方の団体で積極的に活用していくということが重要だろうと思えますし、水産関係ではまさしくリーダーシップがあるわけですから、ぜひ皆さんと、例えばイトーヨーカ堂さんとが連携してやっていけば、すなわち、大きな出荷者と小売段階が繋がれば、間はつながざるを得ませんから、そういうことでやっていただくことを私としては説得材料としてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員 皆さんおっしゃることに尽きるのですが、少ない経験からいって、成功したEDIとうまくいかなかったEDIの特性というのはパターンが決まっているような感じがします。連携指針というのはその第一歩ですから大変重要な意味を持つのですが、やはりボトムアップのアプローチをしないとだめなのです。トップダウン的にこういうものが決まって、これを使いましょうということでも、みんなが考えている意識が違いますので、現場の認識を得て、問題点を解決するようなことからやっていかなければならなくて、そういう手法で一部成功した例というのは、流通システム開発センターの抱えたプロジェクトのEDIでうまくいった例があります。

それはおっしゃったとおり、業界の意識を持った方に最終的な問題の解決と効果を託して、利用できる範囲を制限して、次の段階に進んでいく。全体はまだ決めなくてもいいと思うのです。効果はどこにあるのかということを確認していけばいいという段階だと思います。

次の話は、先ほどイトーヨーカ堂の話がありましたけれども、大企業は計算機投資が随分できておりますから、そういう企業の投資効果の考え方と、中小零細の投資効果の考え方は全く違うわけです。その二つは一致することはないだろうと思っています。ですから、新しいコンピュータも入れなければならぬし、通信回線費用も払わなければならないし、最低限の参加費用であるとか、そういうことも考えなければならなくなってくると、今小売店というのは非常な危機に瀕している面もありますから、そういう余裕があるのかどうかということも考えながらやっていかなければならないと思います。

一部は公的な資金で、最低限のコード管理をするとか、そういうことを支援することが必要な段階もありましょうけれども、そういうことを含めて実効性をどう説明していくのかということは大変な問題であります。連携指針の中には書き込むことができない問題ですけれども、補追版みたいなものを業界単位に年々つくっていくような作業があって、その作業の中で、どういうところでどういう適用をしたときにどういう効果があったということを地道に語っていかなければ意識が高まってこないような気がします。そういうふうな年々のフォローアップ的な話をやっていかないと、一回指針を述べただけでは十分ではないのではないかと思います。

それが最も重要な維持管理の機能であって、大企業ですと、回線を集約して、人員が何割削減できて、端末が何割減ったということがすぐ計算できるような企業もあるわけですが、中小ではそういうことはできませんので、実態的な中小経営からいってどういう効果があったということを例示しなければい

んなわかってこないと思うのです。そういうことからやっていかなければならないという気がします。

安いということは、当然安いということしか解はないのですが、一部のソフトウェアを使いましょうということになると、コストの高どまりの話もありますので、なるべく透明にして、多くの意識あるソフトウェアの業界に対しても声をかけていって、そこである意味の競争原理をつくっていって、それで安いシステム運用、あるいは末端運用を考えたような仕かけをつくっていけばいいのではないかという感じがします。

先ほどお話を伺っていると、小売の段階にいきますと、数十万から100万に近いような店舗があるということですから、かなり大きなソフトウェアの市場がありますので、そこの中でも競争原理をなるべく使っていていって、それによってコストを下げっていく方向にして、金額が高くなっていかないような配慮というのが重要な観点ではないかと思っています。

大変言いにくい話ですが、上流の生産から一部消費の話まで、川下までつながっているのですが、見方は全然違ってまして、その間を一つのコードで結ぶことは困難かもしれないし、ですから、ある業態でも卸市場に至るまでの過程と、それ以下の過程というのは方策的にも分けて考えなければならぬかもしれないので、そういうことにこだわってしまうと実効性がなくなってくる感じがあります。

同時に、物流関係というのはこういう問題でもかなり重要で、恐らく効果というのは、店舗に置くような、物流の総数が減って、それによって腐敗とか、そういうことを起こすような損益が減ってくるということで効果が上がる面もきつとあると思いますので、そういうことを考えていくと流通の問題になってしまうわけですから、卸、仲卸、零細な企業までの流通過程がデマンドベースに少量配送ができるような仕かけができてくるのかということも長期的には絡んでくる話だと思います。最初からそれを考えていきますと、物流というのは違う考え方から成立することがありますから、まず本体が決まってこない議論がしにくいわけですから、多少残念ですが、まず本体系を固めて、それを流通系に問題を移していくというふうなステップワイズの考え方というのがいいと思います。

最後に一言、苦言になるかもしれませんが、標準化という言葉は、私こういう話のときに余り好きではないのです。標準があればいいんですけれども、標準というのは結果論であって、みんなが使って残ったものが標準になるわけです。最初から標準だと言って決まったコード体系、あるいは属性体系を、いつまでも標準として固執すると発展がなくなってくるので、なるべく柔軟に対応できるような仕かけをコード体系の中につくっておいて、余り固定的なモデルでやらなければならないということはなるべくおっしゃらないで、現場でいいと思ったものをどんどんつぎ込んでいくということがあれば、先ほど事務局もおっしゃったような、トランスレータというソフトの仕かけがありますので、大企業ですと何でもトランスレータできるのです。ですから、個別の体系が重要なのではなくて、決まっていくことが重要だと思いますので、決まれば変換ができますので、気軽に実効性が上がるような仕かけを維持できる組織をアイデンティファイして、そこをみんなが支援していく、国もそういうチャンスを見て財政的な支援も含めましてお願いできたら、順回転する第一歩ができていくのではないかという感じがします。そういうことをやることによってうまくいっている例が一部ありますので、そういうことも御配慮いただければということです。

ですから、「これらの問題に対する配慮を書き込む必要があると考える」という一文は大変重要なのですが、そういう見方というのは大変広範ですから、どう指針の中で表現するのかということとはよくわかりませんが、なるべく少ない言葉で、皆さんがそういうことも考えるんだなということが想像できるような言葉を並べることがいいのではないかという感じがいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 出荷団体として一言、花の件につきましては平成11年度から検討していきたいということがあるわけですが、青果物につきましては、出荷の予測情報がまだ完全でないと思いますが、それ以外の問題については、出荷者から市場まではかなりの段階で整理がされてきたというふうに思っているわけです。花の場合は、実は愛知県と長野県と千葉県と私どもで電算処理のことにつきまして長年協議をして、そういう中でフローラシステムというものをつくりまして、これで現在処理しているわけです。フローラシステムで市場と完全に

つながって、私どもから出荷情報を市場に出して、市場から仕切り情報が来る。その連動ができていたところが、これも品名を片仮名変換して受け取るとか、いろいろなことを市場ごとに対応しているわけですが、現状の中では関東を含めて5社しかないわけです。送っているところは30社以上に出荷情報を送っていますが、それがうちのコンピュータに連動して、すべて仕切り情報が載る。属性コードがしっかりしておりませんので、みんなイレギュラーになってしまうということでもありますので、花の場合は、先ほどお話がありました、品目も多いし、品種も多いということでもやりにくいということですが、むしろこういう煩雑なものから取り組んでいただければいろいろな合理化にもつながってくると考えておりますので、11年度から取り組みをしていただけたらということですので、ぜひ後手後手にならないようお願いしたいと考えております。

委員 私の立場からしますと、加工食品の方と農産物を使わせていただくユーザーの部分と両方あって、どういう発言をすればいいのかということで1回目、2回目と皆さんの御意見を拝聴していたわけですが、加工食品という中で見ますと、この間、審議官にもおこしいたいて、商品データベースセンターが23日に設立されたわけですが、ここに至るまでにも、十数年前に商品コードをどうやってやろうかということ、データのフォーマット作成をどうしようかということで流通業界の御指導をいただいて作り始めて、ようやく15年目ぐらいで、その普及促進でデータベースセンターができるということで、非常に遅々として、我々の業界は皆さんの業界に比べれば生産者の数が圧倒的に少ない中でもそれだけの時間がかかって今に至っているということからしますと、生鮮の4業界というか、皆さんの御意見をお聞きしているとまだ温度差が相当におありなのではないかと思えます。

ただ、これだけの情報化社会を迎えるに当たっては、誰もが総論で情報武装しないとローコストオペレーションは図れないということは十二分に御承知の中で、特に官の御指導をいただいて、まず標準のメッセージと標準のコードを作成する。これはぜひ早くまず決めるということが我々の加工食品の今までの長い経験からいっても必要ではないかと思えます。

ただ、メッセージ集14種類というのが、業務ニーズからすると当然おありなわけですが、すべてにトライすると、4団体の中でも温度差があるのと同時に、この業務ニーズそのものも、仲卸さんと小売さん、仲卸さんと卸売業者さんとの間でニーズが違うと思うますので、この辺のところは何が一番必要なんだということをもう少し絞り込まれた中で一つずつやっていく。そのためには、必須の商品コードはどういうものにもついて回るんだということで、標準商品コードをまず定着させるんだという進め方をおやりになった方がよろしいのではないかとと思えます。

そういう中で、我々も食品とアルコール、非常に似ていると思っていたのですが、片一方は酒税の問題があったり、近くにいてもすり合わせていくと、使い込むと、メッセージを集めるといろいろな修正も入ってくるということもありますので、青果、精肉、花き、水産という中でも、その4団体のどこかが核にならないとこの取り組みはできないのではないかとと思えます。

この方針の中で、特に参加企業の拡大と自主体制の整備という中の維持管理と普及促進、ここのところは業界としていいですか、団体としてどこが維持管理のコントローラーとして束ねられるのか。そうしないと、初版はフリーにどんどんやっても、使う人から見たら自分の必要な商品しか使わないわけですから、何番が符番されているのかということも、実際に利用する側からすると、どこかでセンター機能を持っていないとうまく維持管理ができなくなるということもありますので、そういうところを御留意されて、ぜひこういう大がかりな仕組みの中では外枠をつくる中で、あと運用のルールづくりをおやりになったらいかがかなと思えます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

予定の時間になりましたが、いろいろな御意見をいただいて、この際、最後に特にという方はございませんか。

事務局 今何人かの方からお話しいただいたところで、ちょっとだけ補足的にお話しさせていただきますと、私も一番最初にこの事業でどこにでも「標準」と書いてあるので、標準というのは使われて初めて標準になるので、「自称標準」ですと常に言っておりますし、その部分は今のところは「自称標準」でありますし、標準になり得るものとしてつくって、そして標準になるようにしていく、そういうことを前提としたものというふうに常に自戒しながら使っておりますので、ぜひそういう面で御指導いただければと思えます。

それから、11年度云々というお話がありましたけれども、まず、青果の方である程度整理して、それか

ら使ってみながらそれ以外に進めていくということが重要ではないか。また、受け皿としてもそういうことがある程度できているということで進めておるところですけれども、基本的には、コードは当然違いますけれども、同じ考え方でかなりの部分ができるものですから、まず何かつくったらそれを活用するというので、これらにつきましては各4業界の皆さんにお集まりいただいて、そちらからまずやってくださいということで進めておるわけでございます。

いずれにしても、この基本構想にありますけれども、食肉、花きにつきましても、実は昨年度から基礎的な検討を進めております。そういう面で今年度においてメッセージとして14までいかどうかあれですけれども、とりあえず三つぐらいのものをつくったということですし、コードの考え方も整理して、こういう形でやっていけばいいのではないかとということで、形さえ決めれば、あとは充てはめる力仕事でありますので、実証試験まで手が回らないので、実証試験を来年度なるべく早い時期にやりたいということで、それ以外の準備、あるいはメッセージの第1次バージョンについても作業は当然進めているところでございます。

それから、絞り込みということでお話がありましたし、その他の委員から軽い形でないと使いにくくてしょうがないというお話がありました。それこそ、J(ジェイ)トランという標準体系ができて、連携指針もあって、しかし余り使われていないと聞きます。どこかの冷蔵メーカーによりますと、全部を取り込んだような業務ソフトをつくっても要らない、我々が要るのは何項目だということもございまして。ですから、先ほどアプリケーション・ソフトウェアについて、とりあえず青果につきましては3段階、出荷段階、仲卸段階、卸段階、それぞれが必要なものを選んで、それをソフトにおとす。それぞれの川上から川下からのものは、その前段階、あるいは途中の段階で加工されたものが入ってくるという形で、絞り込んでつけないことには恐らく使いにくくてしょうがないと思っております。それもとりあえずできるところからということでやって、青果の部分を中心に他の分野に生かされればいいのではないかとということで進めているところでございます。そういったでき上がったものを見ていただきながら、また全体に広がるようにしていきたいということで考えておりますので、いろいろな面からの御指導をいただければと思います。

委員長 いろいろ御意見をいただいて、また、懸案もありまして、そういうところを残してはおりますが、大変活発な御意見をいただいて有益だったと思います。

予定の時間が過ぎましたので、今日この辺で閉じたいと思っておりますが、これからの進め方をどうするか、事務局から説明してください。

事務局 本日は、いろいろな観点から貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。できる限り早く、まずモノをつくらないことには始まらないのですが、モノは先ほどお話ししたような進捗状況でございますので、そういった成果、それから本日の御意見を踏まえまして、連携指針についてもできる限り早くつくりたいと考えております。

次回につきましては、本日の御意見を踏まえまして、生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針の具体的な案と、それに関連します検討経緯や情報化の動向といった背景を整理してお示しできればと考えております。

なお、開催時期につきましては、我々の作業もございまして、5月、6月ごろを予定しております。皆様方の御都合、それから委員長と相談しながら固めまして、できるだけ早く御連絡をしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 それでは、皆さん、長時間ありがとうございました。今日はこれをもって閉会といたします。

閉会